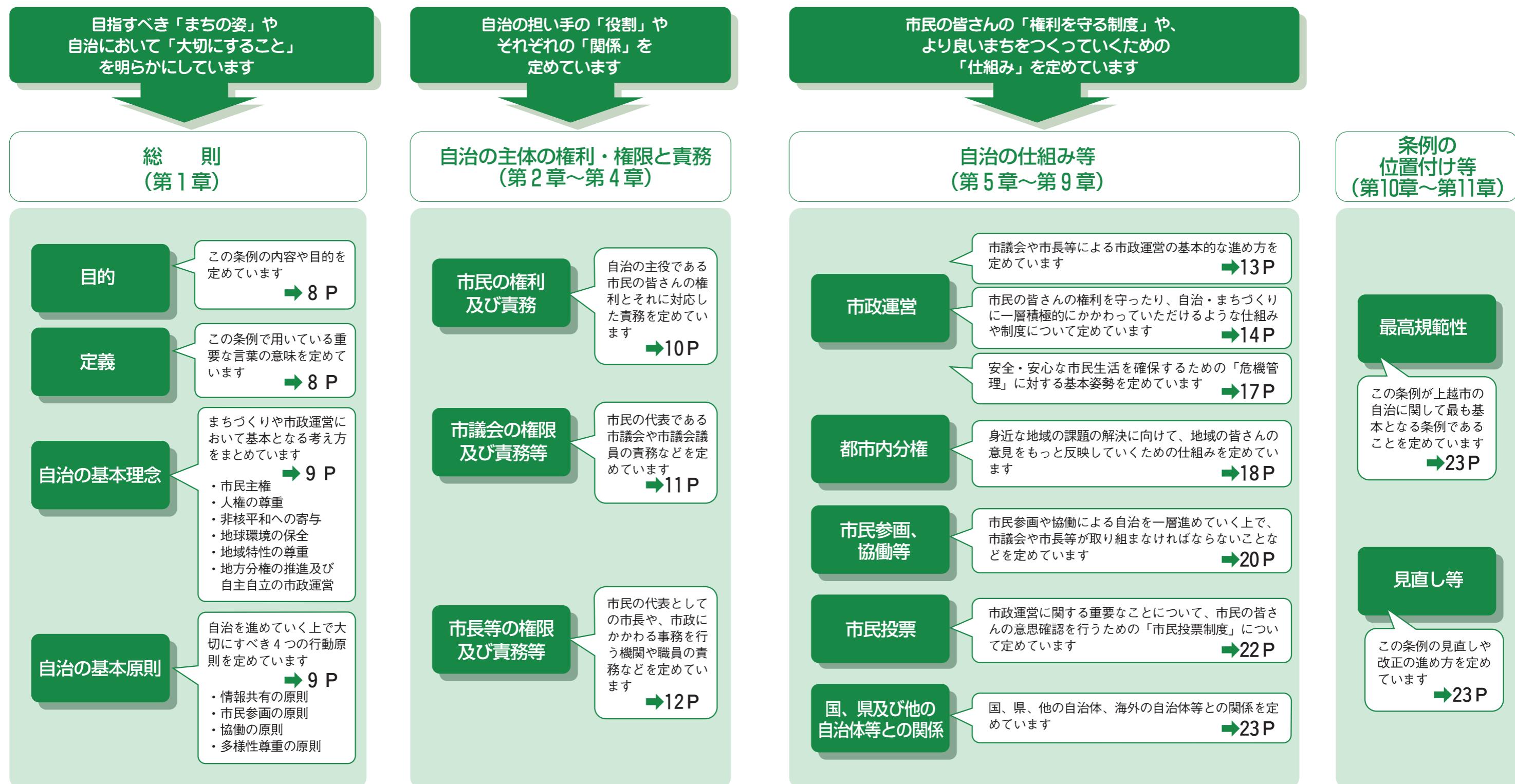


2 条例のポイント

この条例では、自治の担い手である市民・市議会・市長の権利・権限や責務を定めるとともに、市政運営の基本的な仕組みや市民参画・協働などの在り方についても明らかにしています。

また、市民の皆さんから自治・まちづくりに一層積極的にかかわっていただけるような仕組みや制度についても定めています。



自治を進める4つの行動原則

この条例では、自治を推進していく上で、自治の担い手である「市民・市議会・市長」が共有すべき4つの行動原則を定め、それぞれの役割を明確にしています。



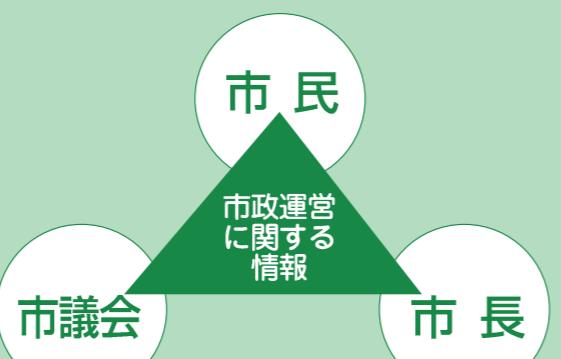
1 情報共有の原則

みんなで情報を
共有すること
が大切！



例えば、市政情報コーナーで〇〇計画を閲覧

- ・市政運営に関する情報を知る権利
- ・市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるよう努める



- ・透明性の高い市政運営
- ・市民への説明責任
- ・広く市民の意見を聞く
- ・透明性の高い市政運営
- ・市民への説明責任
- ・広く市民の意見を聞く

2 市民参画の原則

市民の声が
もつといかされる
市政運営へ！



例えば、子育て支援策を考える会議に参加して意見を言う

◎市民参画の定義

市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわること

- ・市民参画をする権利
- ・自らの発言、決定及び行動に責任を持つ



- ・市民参画の機会を保障
- ・市民参画に関する制度の整備
- ・市民参画に関する制度の周知

3 協働の原則

公共的な課題は
それぞれの持ち味を
いかして解決！

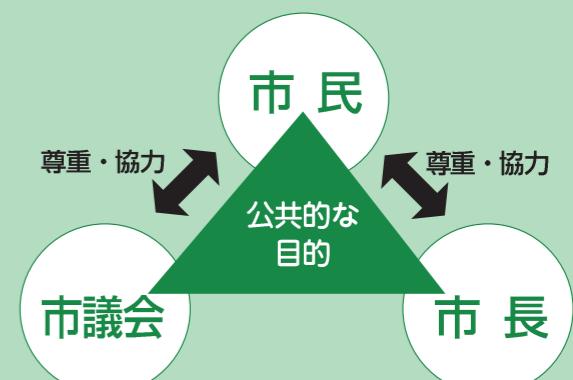


例えば、公共的課題（歩道の雪処理）は、
市民と行政（流雪溝）の力で解決

◎協働の定義

市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、
それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考え方
下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くこと

- ・協働をする権利
- ・自らの発言、決定及び行動に責任を持つ



- ・協働の考え方や相互の役割分担を話しあい、
あらかじめ明らかにする
- ・相互理解と信頼関係の構築に努める

4 多様性尊重の原則

人も地域も
個性を大切に！



尊重

市議会

市長

人や地域
の多様性

尊重

尊重